

## 幼児言語の音韻論的研究(2)

小林 泰 秀

### 1. 序 論

前の論文(幼児言語の音韻論的研究(1))では、Eの2才4ヶ月までの言語習得に関して述べた。自然音韻論では、生得的過程と習得的規則を区別しているが、この論文ではこの二つの区別を明確にはしない。幼児の言語習得の過程で現われる音韻置換や消去は、大人が話している時に現われる音韻事象でもあり、この点に於いて、生得的過程は大人になっても常に復活出来るものであると言えよう。しかしすべての生得的過程が大人になって復活出来る訳ではなく、ごく一部の発音が、ある環境に於いて置換や消去するのである。例えば、r消去の *modoinasai*「戻りなさい」、w消去の *ašiaraanai*「足洗わない」とか、bを鼻音化する *amunai*「危ない」などである。この現象は、酒に酔った時とか早口で言う場合にはもっと多く現われる。人間が生まれながらにして備えている生得過程は、方言の音韻変化に多く見られる。母音間で無声子音を有声化する *iku*→*igu*「行く」、h と s の置換 *miseru*→*miheru*「見せる」、*higaši*→*šigaši*「東」などである。

Eは4才3ヶ月までに、大人の話す音声をほとんど習得している。本論文では、前論文(1)に上げた規則がいつ適用されなくなるのか、どのような発音が困難なのか、新たにどのような規則を適用するのか述べる。小さな幼児程多くの規則を大人の音声表示に適用し、成長と共に適用規則が減少するのは当然である。つまり、大人の発音に近づければ近づく程、幼児の音韻規則の適用がなくなる。これは、二つ又はそれ以上の規則が、成長と共に一つの規則に統一されていくからである。しかし、言葉を言い出した幼児がすべての言語習得規則を適用していて、成長と共にその規則が少しずつ適用されなくなっていくということではない。今まであまり適用されなかった音韻規則が、3才になると多く適用されたり、今まで現われなかった音韻規則が、3才になって現われることもあるのである。

以下、Eが2才5ヶ月からどのような過程で、大人の音声を習得したか述べよう。

### 2. 高母音消去

前論文で、規則12 (/CY/ が非統音的無声子音の前で消去される)は、2才4ヶ月過ぎると適用されず、無声の高母音が有声で発音され、*suki*「好き」、*supu·n*「スプーン」となる

と述べた。更に、「スカート」は ka·to であり、/sV/ の次が k であって、その語が 3 モーラ以上の場合は母音が消去されると述べたが、これはデータ不足の為此のようになったのであり、/sV/ の次が無声破裂音 /p, t, k/ であって、その語が 3 音節以上の場合は母音が消去される、と訂正されるべきである。2才5ヶ月過ぎても、poocu「スポーツ」、taato「スタート」、kaato「スカート」、toobu「ストーブ」であるが、「スプーン」は supuuŋ である。2才10ヶ月から音節消去ではなく高母音消去となり、spooçu, staato, skaato, stoobu と発音するのであるが、「スプーン」は supuuŋ である。広島方言には高母音の消去規則や無声化規則はないはずであるが、広島の子供を調べたところ、3音節以上の高母音を有声化する者はなく、消去している。純粹の広島方言が今の子供には適用されていないのかも知れない。

前論文の規則13と14（前後に音節を含む音節の高母音は、非続音的無声子音の前で消去され、同時に前の子音が後の子音に完全同化する）は2才5ヶ月まで適用され、その後は全く適用を見ない。

ikimatta「行きました」(2.5)、kukkaanee「来るからね」(2.5)。

高母音消去の規則13を適用しなくなっても、大人の発音にも良く聞かれるアクセントのない高母音消去 (ikkočãŋ「育子ちゃん」(3.0)、sentakki「洗濯機」(3.3)) は聞かれるが、それは高母音の前後の子音が k の場合である。アクセント規則を適用して複合語のアクセント核を指定するのだが、規則13でアクセント核のある母音の消去はしていない。前論文の例を参照のこと。

### 3. 口 蓋 化

前論文で、規則17(a)で s が š となり、17(b)で s が č となり、規則18で c が č と発音されると述べた。s を č と発音するのは2才2ヶ月からほとんど聞かれないのであるが、その後、次に上げる語に聞かれる。しかし、常に š と自由変異をなしており、むしろ偶然と言って言い程少ないのである。

ačimumi「足踏み」(2.4)、čuki「好き」(2.8)、naču「なす」(3.3)、hakuču「拍手」(3.3)。英語では n と s の間に t を挿入して nc(nts) と発音し、多くの場合 cents と sense は区別がつかないのであるが、幼児にもその規則が適用される。denča「電車」(3.4)。

s を č と発音するのは2才2ヶ月を過ぎるとほとんど見られない規則であるので、一般的に規則17と18は、1才6～8ヶ月に於ける音韻規則として前論で述べた規則9（軌音的子音は硬口蓋音となる）と書ける。

$$[+strident] \longrightarrow \begin{bmatrix} -anterior \\ +coronal \end{bmatrix}$$

これは規則の復活である。規則は、言葉を言い出した頃は単純であるが、成長と共に複雑になり、又単純になることがあるのである。2才5ヶ月まで、sをśと発音することはあまりない。

disu「りす」(2.4)、gosuši「少し」(音位転換)(2.4)、suŋi「杉」(2.4)、sayu「猿」(2.4)、minasaŋ「皆さん」(2.4)、me・so・ta「メンソレータム」(2.4)、osotokite「お外へ来て」(2.4)、asobu「遊ぶ」(2.5)、su・mesaŋ「雀さん」(2.5)、so・iki「掃除器」(2.5)、doosaŋ「象さん」(2.5)。

ところが、2才6ヶ月を過ぎるとsをśと発音する場合が多くなり、3才から3才3ヶ月までの間が特に多い。

dišu「りす」(2.6)、kaša「傘」(2.7)、šoodešo「そうでしょ」(2.8)、ašobu「遊ぶ」(2.9) (<asobu (2.8))、ošakana「お魚」(2.9) (<osakana (2.8))、okušuri「お菓」(2.11)、šupuŋ「スプーン」(2.11)、šaŋŋo「珊瑚」(3.0)、uminošoko「海の底」(3.0)、otoošaŋ「お父さん」(3.0)、yušuru「ゆする」(3.0)、mušunde「結んで」(3.1)、šarara「サラダ」(3.2)、šuŋume「雀」(3.3)、šuna「砂」(3.3)、šentakki「洗濯機」(3.3)、šampo「散歩」(3.3)、karašu「からす」(3.3)、ošai「お座り」(3.4)、kumašaŋ「熊さん」(3.4)、šuŋu「鈴」(3.5)、ašahi「朝日」(3.6)、šumoo「すもう」(3.6)、šiišoo「シーソー」(3.7)、okušaŋ「奥さん」(3.7)、šuruppa「スリッパ」(4.3)。

šeの発音は2才8ヶ月にšentaku「洗濯」が聞かれるが、その後はほとんど聞かれず šiであるが、3才3ヶ月を過ぎるとšeの発音が多く聞かれる。後でくわしく述べるが、iとeの区別がつくのは遅く、3才7ヶ月でもkišikae「着せ替え」という発音が聞かれる。

cuをčuと発音するのも2才6ヶ月から多くなり、3才から3才3ヶ月までが特に多い。mootoču「もう一つ」(2.6)、empiču「鉛筆」(2.7)、hačimiču「蜂蜜」(2.7)、ičuču「一つ」(2.9)、čume「爪」(2.11)、bakeču「バケツ」(3.11)、doonaču「ドーナツ」(2.11)、miču「三つ」(2.11)、piinaču「ピーナツ」(2.11)、ačui「暑い」(3.0)、hičuŋi「羊」(3.0)、čumiki「積み木」(3.3)、čuči「土」(3.3)、čučunda「包んだ」(3.3)、hitoču「一つ」(3.3)、kuču「靴」(3.3)、čuketa「つけた」(3.4)、kuču「靴」(3.6) hičuŋi「羊」(4.0)、čučiŋi「つつじ」(4.0)。

cの口蓋化は3才半過ぎるとほとんどないのであり、4才になってのhičuŋi, čuŋiŋiは子音同化の為である。

cはsよりも早期に口蓋化しなくなっている。3才3ヶ月になると口蓋化しない発音が多くなる。

kucutta「くつ下」(2.6)、kuccuite「くっつけて」(2.6)、empicu「鉛筆」(2.7)、sacunaimo

「さつまいも」(2.8)、ošoonacu「お正月」(2.8)、Φutacu「二つ」(2.9)、cukue「机」(3.3)、cugi「次」(3.3)、otecudai「お手伝い」(3.3)、doobucueŋ「動物園」(3.3)、hicuŋi「羊」(3.6)。

j(dz) は、d に発音されたり (du·s「ジュース」(2.3)、doosaŋ「象さん」(2.10))、他の子音に同化されたり (nemimi「ねずみ」(2.8)、ban·ai「万才」(2.4)、hamumu「はずむ」(3.0))、消去されたり (kuureta「くずれた」(2.11)、haukašii「恥かしい」(2.11)、)、yに発音されたり (omiyu「お水」(2.8)、deyooko「冷蔵庫」(3.0)) して、口蓋化は他の軌音的子音に比べて遅い。

joočəŋ「象ちゃん」(2.6)、omiju「お水」(2.11)、jookuŋ「象くん」(2.11)、reejooko「冷蔵庫」(3.3)、suju「鈴」(3.4)、mijugi「水着」(3.4)、kaŋe「風」(3.4)、čiiju「チーズ」(3.7)、goŋa「ごぎ」(4.2)。

j を口蓋化せずに、kaŋe「風」、jabuton「座布団」、rijumu「リズム」、joo「象」と言えるようになったのは、4才3ヶ月からである。2才5ヶ月で junnesuyu「自分でする」という発音が聞かれたが、u の前で口蓋化したのではなく、i と b が消去されたのであり、ji のつもりで発音していると考えられる。この時期には ju とする発音はない為、ji のつもりで言っていないとすれば、「自分でする」は基底表示を /junnesuru/ と考え yunnesuyu か nunnesuyu のように発音されるであろう。

#### 4. 鼻 音 同 化

前の論文の規則19で、鼻音が消去されその前の母音が長母音になると述べた。

$$VN \rightarrow V : / \text{---} \left\{ \begin{array}{l} C \\ \# \end{array} \right\}$$

前の論文で2才3ヶ月までの例しか上げなかったため、その後の例を上げよう。

ge·ki「元気」(2.4)、baabi「バンビ」(2.4)、pa·či「パンツ」(2.4)、yuue·či「遊園地」(2.5)。

この規則は2才5ヶ月からほとんど適用されないものであるが、3才7ヶ月に šiikansen「新幹線」、muumii「ムーミン」が聞かれた。これは偶然 Vŋ を V: と発音したものである。2才4ヶ月になると、鼻音の次に無声子音が来る場合に、その鼻音を消去しない。2才半までの例を上げよう。

san·inša「三輪車」(2.4)、tanto「ちゃんと」(2.4)、jintaŋ「仁丹」(2.34)、haŋkači「ハンカチ」(2.5)、dantempo「じゃんけんばい」(2.5)、empiču「鉛筆」(2.6)、šintaku「洗濯」(2.6)。

一方、鼻音の次の子音が有声音の場合は、前の論文の規則 3（有声音が隣接する前の鼻音に同化する）が、3才半頃まで適用されるのである。

tonnetta「飛んで行った」(2.5)、junnesuyu「自分でする」(2.5)、šimnuŋ「新聞」(2.6)、sanninša「三輪車」(2.8)、kičimmo「けちんぼ」(3.0)、jummaŋ「順番」(3.0)、sakurammo「さくらんぼ」(3.3)、panna「パンダ」(3.4)。

有声音の場合は、無声音の場合のように、長母音化規則を適用しなくなった時期を境に、鼻音・有声音の連続音を正しく発音するようになるのではなく、長い間鼻音同化規則が適用される。しかし、鼻音・有声音の連続音も同時期に聞かれる。2才半までの例を上げよう。

ondotei「温度計」(2.1)、handoyu「ハンドル」(2.3)、panda「パンダ」(2.5)、niŋgo「人形」(2.6)、tombo「とんぼ」(2.6)。

## 5. 弾音 (Flap)

前の論文で、日本語の r は非続音の子音であり、d との違いは d が [+obstruent] であるのに対して、r は [-obstruent] であると述べた。問題は、日本語の r も、良く言われているように  $\left[ \begin{array}{l} +\text{vocalic} \\ +\text{consonantal} \end{array} \right]$  であるかである。幼児の言語を見る限り、r に母音性は認められない。r を  $\left[ \begin{array}{l} -\text{vocalic} \\ +\text{consonantal} \end{array} \right]$  と考えられる理由として次の4つがある。

1. r は非続音の子音に置き換えられる。

disu「りす」(2.7)、okidu「起きる」(2.9)、gekoodo「レコード」(2.11)、kananiya「かなりや」(3.1)。

2. 非続音の子音は、omiyu「お水」(2.4)、nuyooka「脱ごうか」(2.8)、kayami「鏡」(3.3)のように y に置き換えられるが、r も同様である。

nageyu「投げる」(2.10)、iyanai「いない」(3.0)。

3. 子音は、kokoemomu「ここで飲む」(2.11)、taitai「食べたい」(2.11)、haukašii「はづかしい」(2.11)、asoimašo「遊びましょ」(3.1)のように消去されるが、r も同様である。

teebi「テレビ」(3.0)、himawai「ひまわり」(3.3)。

4. 日本語の r は母音に置き換えられることはない。しかし英語の r は母音に置き換えられる。日本の幼児に、英語の bird 'bird' は baad, bat! 'bottle' は bato と発音され、r を習得した幼児でも tri 'tree' を curi と発音せず cuii と発音し、英語の  $\left[ \begin{array}{l} +\text{vocalic} \\ +\text{consonantal} \end{array} \right]$  である r, l と日本語の r 区別している。

r が他の非続音の子音と比べて、y に発音される場合と消去される場合が多いのは、舌

の先が硬口蓋に触れないことが多いからである。上の4つだけの理由から日本語の r が  $\left[ \begin{array}{l} -\text{vocalic} \\ +\text{consonantal} \end{array} \right]$  であるということにはならないが、非続音の子音として扱われる場合が多いことから、少くとも幼児は母音の子音としては習得していないと言えるであろう。

前の論文で、母音間の r が後舌母音の前で y になる (規則20) と述べた。その後のデータからこの規則は間違いであり、母音間の r は後舌母音 u と a の前で y に発音される、と修正されるべきである事が分った。hayo・ne 「入ろうね」(2.4)、omošyoi 「面白い」(2.7)、hiyošima 「広島」(2.9)、omošiyokunai 「面白くない」(2.9) を見ると、r が o の前で y になっている。しかし、oΦuro 「お風呂」(2.5)、momotao 「桃太郎」(2.11)、kokoo 「心」(3.0) は決して yo と発音されることはない。更に、「名前を聞いて」は namaeyokiite (2.8)、「ピノキオ」は pinokiyo (3.0) と y が挿入されている。以上の例から次の音韻規則が考えられる。

r 消去規則 → y 挿入規則。

r が y になるのは u と a の前だけであるので、o の前の r は消去される。この r 消去規則は後で非続音的、非鼻音的有声音消去規則として述べる。r 消去の後、次のような y 挿入規則を適用している。

$$\phi \rightarrow y / \left[ \begin{array}{l} +\text{front} \\ \text{V} \end{array} \right] \text{---} o$$

つまり、o の前が前舌母音 (i, e) の場合、前舌母音と o の間に y が挿入される。hayo・ne 「入ろうね」、omošyoi 「面白い」も基底表示では y の前に i があるので、y 挿入規則が適用され、それから i が消去されたと考えられる。上に述べた発音の派生過程は次のようになる。

hairroone  $\xrightarrow{r \text{ 消去}}$  haioone  $\xrightarrow{y \text{ 挿入}}$  haiyoone  $\xrightarrow{i \text{ 消去}}$  hayoone.

omoširoi  $\xrightarrow{r \text{ 消去}}$  omošioi  $\xrightarrow{y \text{ 挿入}}$  omošiyoi  $\xrightarrow{i \text{ 消去}}$  omošyoi.

hirošima  $\xrightarrow{r \text{ 消去}}$  hiošima  $\xrightarrow{y \text{ 挿入}}$  hiyošima.

oΦuro  $\xrightarrow{r \text{ 消去}}$  oΦuro.

pinokio  $\xrightarrow{y \text{ 挿入}}$  pinokiyo.

E が 3 才の時であるが、hiyošima と共に hirošima も言えるようになったら、「泳いだ」を oroida と発音する over correction (過度の訂正) が見られた。

r を u, a の前で y に変える例として次のものがある。

ka<sup>e</sup>/<sub>1</sub>yu 「蛙」(2.5)、wakayu 「分る」(2.6)、šubeeyuyo 「滑べれるよ」(2.6)、ahiyu 「あひる」(2.6)、kaiyambaŋ 「回覧板」(2.7)、yayu 「やる」(2.7)、neteyu 「寝てる」(2.7)、očiyu 「落ちる」(2.7)、kušiya 「鯨」(2.8)、kuyumi 「くるみ」(238)、matteyu 「待ってる」(2.8)、wakayanai 「分らない」(2.8)、ukandeyu 「浮んでる」(2.9)、nageyu 「投げる」(2.10)、iyana-i 「いらぬ」(3.0)。

## 6. 有声子音消去

前論文で規則15（非続音的子音が前後に他の音節を共なう場合、非続音的子音が消去される）と規則16（規則15に適用された語の母音の連続音は、前の母音に同化する）を紹介した。例えば、ku·yoŋ「クレヨン」(2.4)、omawaasaŋ「おまわりさん」(2.6)、haakašii「恥かしい」(2.8)である。規則16は2才5ヶ月頃から適用されなくなり、2才9ヶ月ではほとんど見られない。それと同時に、鼻音が消去されなくなった為、規則15は規則21（/r/が[-back]の母音の前で消去される）と同じ規則（非続音的、非鼻音的の有声子音消去規則）として扱われ得る。前にもことわったが、/r/が消去されるのは[-back]の前だけではなく、oの前でもある。前に述べたrがuとaの前でyになる規則の次にr消去規則を適用すれば、rが/i.e.o/の前で消去されると言わなくても良い。有声子音消去規則とその適用語は次のものである。

$$\left[ \begin{array}{l} +\text{voice} \\ -\text{continuant} \\ -\text{nasal} \end{array} \right] \longrightarrow \phi / [+sy] \text{---}$$

goia「ゴリラ」(2.5)、kuui「きゅうり」(2.5)、oΦuo「お風呂」(2.5)、haaši「裸足」(2.5)、suumesaŋ「雀さん」(2.5)、yubikii「指切り」(2.5)、eekočaŋ「恵理子ちゃん」(2.5)、koe-dake「これだけ」(2.5)、kotoisaŋ「小鳥さん」(2.6)、toita「取れた」(2.7)、kamakii「かまきり」(2.7)、wai「終り」(2.8)、koe「これ」(2.10)、aigato「有難う」(2.11)、kuureta「くずれた」(2.11)、haukašii「恥かしい」(2.11)、momotao「桃太郎」(2.11)、kokoo「心」(3.0)、teebi「テレビ」(3.0)、yuikago「ゆりかご」(3.0)、doŋgui「どんぐり」(3.1)、aso-imašo~asobimašo「遊びましょ」(3.1)、kooi「氷」(3.3)、himawai「ひまわり」(3.3)、so-ikara「それから」(3.3)、heikoΦtaa「ヘリコプター」(3.3)、yoikoninaimasune「良い子になりますね」(4.1)、modoinasai「戻りなさい」(4.3)。

rの消去は4才過ぎても聞かれるのであるが、文を言った時に消去されるのであり、一単語を話す時のr消去はない。文の中でrの消去は、大人の話し言葉にも時々見られる事象でもある。r以外の消去では、bの消去が3才1ヶ月で見られたが、それ以後は認められない。bはむしろmに発音する場合が多い。

上の規則で、母音間のrがyに発音されたり、消去されるのであるが、語頭のrはdに発音される。最初にrがdとの自由変異として聞かれたのが、2才2ヶ月でのrisu~disu「りす」である。母音間の弾音は2才8ヶ月から聞かれ、3才3ヶ月から他の発音に置き換えたり、消去したりする傾向が少なくなる。

santakuroosu「サンタクロース」(2.8)、osara「お皿」(2.8)、mitekara「見てから」(2.9)、

ajare 「上がれ」(2.9)、suruppa 「スリッパ」(3.0)、yaru 「やせる」(3.0)、buranko 「ブランコ」(3.0)、osaru 「お猿」(3.1)、sarara 「サラダ」(3.2)、taberu 「食べる」(3.3)、sukurammo 「さくらんぼ」(3.3)、taberenai 「食べれない」(3.3)、kirin 「きりん」(3.3)、kiiro 「黄色」(3.3)。

母音間では d との自由変異が全く起らないという訳ではない。4才1ヶ月でも kiido 「黄色」という発音が聞かれた。母音間での r が d に発音されるのはほとんどないのであるが、語頭の r は3才10ヶ月まで d との自由変異が多く見られ、むしろ r より d と発音される方が多い。つまり、語頭の r は母音間の r よりも早い時期に発音されるのであるが、語頭の r を d に置き換えることなく言えるようになるのは、母音間の r を言えるようになるより遅いのである。これは、幼児には母音間の r を y に置き換えたり、消去する規則があるが、d に変える規則が、成長過程に於ける固定した規則として存在していない為であり、母音間の r を早く習得したことにはならない。母音間の r を正しく発音出来るようになった段階で、今度は、d を r に発音することが4才2、3ヶ月であった。

kuramono 「果物」(4.2)、buroo 「ぶどう」(4.3)。

Eが弾音を置換、消去なしに発音するようになったのは4才4ヶ月からである。

母音間の r は2才8ヶ月から聞かれるのであるが、ru は3才からである。Eの場合、ru を発音する前の2ヶ月間、ru を dyu と発音している。

r → dy/ — u

agadyu 「上がる」(2.10)、tabedyu 「食べる」(2.10)、sudyu 「する」(2.11)、boodyu 「ボール」(2.11)。

ru を dyu と発音するのは、2才10ヶ月と2才11ヶ月の2ヶ月間だけであり、この月の前後にこの規則は全く適用されない。ru は、yu → dyu → ru という順で習得している。

## 7. 鼻 音 化

前論文の規則22で述べたが、有声破裂音が鼻音になる。これは有声破裂音と言っても b に特有の規則であり、前論文で上げた d が n に、無声子音 t と k が n に発音されるケースは、2才3ヶ月以後全くない。

bentonako 「弁当箱」(2.11)、amunai 「危ない」(2.11)、omenjo 「お便所」(3.0)。

他に子音が鼻音になるのは同化の場合であり、後で子音同化として詳しく述べる。

## 8. 非 子 音 化

前の論文の規則23で、非続音的有声子音は、u と o の前で y になり、i, e, a の前では w に発音される傾向があると述べた。2才5ヶ月からこの規則はほとんど適用されなくなり、新

たに次の規則が適用されている。

$$\left[ \begin{array}{l} +\text{voice} \\ \alpha \text{ anterior} \\ -\text{coronal} \\ -\text{continuant} \end{array} \right] \rightarrow \left[ \begin{array}{l} -\text{vocalic} \\ -\text{consonantal} \\ +\text{high} \\ \alpha \text{ back} \end{array} \right] / \text{V} \text{---} \text{V}$$

この規則により、母音間の *b*, *m* は *w* になり、母音間の *g* は *y* となる。*w* は *a* の前だけ残り、*wi*, *wu*, *we*, *wo* という発音はもう発音されなくなったので、*a* 以外の母音の前では *b* 消去と同じである。

*kuwasan* 「熊さん」(2.7)、*osowa* 「おそば」(2.11)、*tawako* 「タバコ」(2.11)、*kowarašita* 「困らせた」(3.1)、*makurakawaa* 「枕カバー」(3.3)、*kowayaši* 「小林」(3.4)。

*a* 以外の母音の前で消去される例として次のものがある。

*kautomuši* 「かぶと虫」(2.8)、*taenasai* 「食べなさい」(2.0)、*taimai* 「食べたい」(2.11)。

*y* の次の母音は *a*, *u*, *o* の3つだけであり、*yi*, *ye* はないので、*y* が消去される。

*naita* 「投げた」(2.5)、*usaisan* 「うさぎさん」(2.8)。

*g* が *y* になる例として次のものがある。

*niyai* 「にがい」(2.8)、*nuyu* 「脱ぐ」(2.8)、*nuyanai* 「脱がない」(2.8)、*nuyooka* 「脱ごうか」(238)、*enoyu* 「絵具」(2.9)、*suyu* 「急ぐ」(2.9)、*kayami* 「鏡」(3.3)。

以上の例から、*y* に変えるのは2才8、9ヶ月に多く、この月には上に上げた非子音化規則に適用しない例も二つある。

*dakuya* 「駱駝」(2.8)、*šitayematteyu* 「下で待ってる」(2.8)。

## 9. W 消 去

*w* 消去は語頭では行われぬし、母音間でもほとんど行われぬのであるが、消去の例として、わずかに次のものがある。

*suatta* 「座った」(2.9)、*omaasan* 「おまわりさん」(3.0)、*ašiaranai* 「足洗わない」(3.3)。

*w* は大人でも時々消去するのであるが、幼児は次の例に見るように、以外と消去しない。

*koewa* 「これは」(2.6)、*owai* 「終り」(2.8)、*okawai* 「おかわり」(2.11)、*konničiwa* 「今日わ」(3.1)、*himawai* 「ひまわり」(3.3)。

## 10. 母 音 同 化

母音同化には、前に述べた二つの母音が連続している時、後の母音が前の母音に同化する ( $V_1V_2 \rightarrow V_1V_1$ ) 場合以外に、前の母音が子音をはさんだ後の母音に同化する ( $V_1CV_2 \rightarrow V_2CV_2$ ) 場合がある。これは前論文でも例を上げて説明したが、2才5ヶ月以後の例として次のもの

がある。

ohon「絵本」(2.5)、doyooša「自動車」(2.5)、hokooki「飛行機」(2.5)、kamimi「鏡」(2.6)、hiyošama「広島」(2.9)、kičimbo「けちんぼ」(3.0)、čučiji「つつじ」(4.0)。

### i と e の区別

e は2才前から発音されるのだが、i と e をはっきり区別して言えるのは4才近くになってからである。語頭、語尾の e を i に発音することはほとんどない。わずかに、ikočan「恵理子ちゃん」(2.5)、osaki「お酒」(2.11)が聞かれたただけである。

e を i に発音する例として次のものがある。

naita「投げた」(2.5)、toitatta「取れちゃった」(2.5)、taitai「食べたい」(2.5)、tainai「食べなさい」(2.5)、mišite「見せて」(2.7)、taitemoui「食べても良い」(2.11)、kak<sup>i/</sup>e.nasai「掛けなさい」(2.11)、hakita「はけた」(2.11)、yuu<sup>i/</sup>e.nči「遊園地」(3.0)、šintaku「洗濯」(3.0)、tasuk<sup>i/</sup>e.te「助けて」(3.0)、kakite「掛けて」(3.0)、š<sup>i/</sup>e.kkeŋ「石けん」(3.3)、ko<sup>i/</sup>e.dake「これだけ」(3.3)、da<sup>i/</sup>e.kitaŋ「誰来たん」(3.3)、so<sup>i/</sup>e.kara「それから」(3.3)、kak<sup>i/</sup>e.ta「書けた」(3.3)。

又、e を i に発音しない例として次のものがある。

ohune「お船」(2.5)、dantempo「じゃんけんぼい」(2.5)、kakemmo「かけんぼ」(2.5)、hitaekoo「下へ行こう」(2.5)、suumesaŋ「雀さん」(2.5)、tonnetta「飛んで行った」(2.5)、yueeči「遊園地」(2.5)、nenne「ねんね」(2.5)、dokoeiku「どこへ行く」(2.5)、koedae「これ誰」(2.5)、kaeyu「蛙」(2.5)、kaeaisu「カレーライス」(2.6)、memamatta「目回った」(2.6)、denki「電気」(2.6)、yaačieŋ「幼稚園」(2.6)、babeyu「食べる」(2.7)、empiču「鉛筆」(2.7)、neko「猫」(2.9)、enoyu「絵具」(2.9)、epoŋ「エプロン」(3.0)、šentakki「洗濯機」(3.3)、sempuuki「扇風機」(3.3)。

以上の例から分るように、eta, ete は ita, ite と発音され、3才頃からは e に発音されるが、i と e の自由変異は4才になるまで続く。又、se を ši と発音するのは3才7ヶ月(ki-šikae「着せ替え」)まで聞かれ、se の次に te が来る場合は、4才過ぎても mišite「見せて」、širašite「知らせて」のように ši という発音が聞かれる。3才3ヶ月に、逆に i を e と発音する dek<sup>e/</sup>ita「出来た」、yumemeta「夢見た」が聞かれたが、over correction なのか母音同化なのかははっきりしない。しかしhanaseta「話した」、iketai「行きたい」、koresete「これして」と発音することは絶対にならないことから、アクセントのある前の母音に同化されて e と発音されると考える方が妥当であろう。

## 11. 子音同化

前論文で、子音同化には調音点と調音法の両方が同化されるもの(前論文ではこの二つの

同化で同一音になると述べたが、必ずしもそうではない)、調音点か調音法が同じくなるものがあると述べた。子音同化によって無声音が有声音に、又、有声音が無声音になることはない。従って調音点と調音法が同化によって同じになると言っても、声帯の振動まで影響は受けない。つまり、d が k に同化されて g にはなるが、k になることはないのである。

### 1. 調音点と調音法の同化

$$(A) \quad C \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{ point} \\ \beta \text{ manner} \end{array} \right] / \text{---} V(NV) \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{ point} \\ \beta \text{ manner} \end{array} \right]$$

gippo 「りんご」(2.7)、yukimama 「雪だるま」(2.8)、nemimi 「鼠」(2.8)、nyuunyuu 「牛乳」(2.9)、gekoodo 「レコード」(2.11)、čumiči 「積み木」(2.8)、kimiki 「積み木」(3.0)。

Aの規則により、前の子音が後の子音に同化される。前論文の例の中に、後の子音が前の子音に同化される例、jičian 「時間」(2.2)があったが、2才5ヶ月以後はこのような例が見られない。jičian はその後 jikan (2.7)となる。

čumiči 「積み木」(2.8)は、子音同化により k が č になったようであるがそうではない。それ以前には kimiči と発音されていた。c と k の音位転換である。cumiki → kimiči。2才8ヶ月になって k を č に変えたのである。問題は、k を č に変えたのは、習得により語頭の /c/ を č と言っているのか、後の č に同化して č と発音されたかである。Eの派生過程を見ると子音同化と考えられる。それはその後3才になると kimiki と発音し、今度は č が後の k に同化されている。つまり、Aの規則が適用されることになる。cumiki の派生過程は次のようになる。

$$\text{cumiki} \xrightarrow{\text{音位転換}} \text{kimiči} (2.6) \xrightarrow{\text{同化}} \text{čumiči} (2.8) \longrightarrow \text{čumiki} \xrightarrow{\text{同化}} \text{kimiki} (3.0) \longrightarrow \text{čumiki} (3.3)。$$

この派生過程を見ると、音位転換規則は必然的であり、転換を急に元に戻すことなく、段階的に語を正しく発音出来るようになるようであるがそうではなく、2才6ヶ月で音位転換しない čimiki という発音も聞かれている。Eの頭の中には、上の派生過程の中にある čumiki という発音があったと考えられる。その為自由変異として時々ではあるが、čumiki という発音が2才8ヶ月以後聞かれるのである。s, c ←→ k の音位転換がなくなるのは3才5ヶ月からである。音位転換については後でくわしく述べよう。

### 2. 調音点同化

$$(B) \quad C \rightarrow \left[ \alpha \text{ point} \right] / \left\{ \begin{array}{l} \text{---} V(NV) \left[ \alpha \text{ point} \right] \\ \left[ \alpha \text{ point} \right] V(V) \text{---} \end{array} \right\}$$

goggui 「どんぐり」(2.6)、sunoi 「すごい」(2.8)、sacunaimo 「さつまいも」(2.8)、ikikimasu 「行って来ます」(2.8)、kakibi 「たき火」(2.8)、hamimaku 「歯磨く」(2.10)、momoru 「登る」(2.11)、kamamo 「卵」(2.11)、bentonako 「弁当箱」(2.11)、kišoošinj 「化粧品」(2.11)、kinokiyo 「キノキオ」(3.0)、mušimenane 「虫めがね」(3.3)、čuteta 「つけ

た」(3.4)、*orimami* 「折り紙」(3.4)、*kokugan* 「黒板」(3.4)、*supanette* 「スパゲッテ」(3.6)、*teepurekoogaa* 「テープレコーダー」(4.3)。

Bの規則により子音が前の子音、あるいは後の子音に同化される。*tamago* 「卵」が *kamamo* と発音されるのは、*t* が *ŋ* に同化されて軟口蓋 *k* になり、*ŋ* が前の *m* に同化して *m* になったのである。[+coronal] の *t* が [-coronal] の *m* に同化して [-coronal] となると考えるのは不自然であろう。もしそうだとするとむしろ *pamamo* になるはずである。

*momoru* 「登る」(2.11)を見ると、*b* が前の鼻音に同化して *m* になったと考えられるが、*b* が *m* になるのは同化とは限らない。*hebi*→*hemi* 「蛇」、*tobiuo*→*tomiuo* 「飛び魚」のように、前後に鼻音がなくても *m* に発音される。しかし、前後に鼻音があると有声破裂音が鼻音になりやすいのは確かであり、一単語としては *noboru* と正しく言うようになった後でも、*kaidammomoru* 「階段登る」(4.0)が聞かれる。「登る」は、*noboru* <sub>二</sub>→*nomoru* <sub>四</sub> <sub>化</sub> *momoru* を、*momoru* (2.11)→*nomoru* (3.3)→*noboru* (3.8) という順で習得している。*bentonako* 「弁当箱」(2.11)も *b* が *m* になり、前の *t* に同化して歯音になったのであるが、前の鼻音 *n* の影響は「登る」程強くなく、3才2ヶ月で *bentoobako* と発音され、それ以後 *n* に発音されることはない。

### 3. 調音法の同化

$$(C) \quad C \rightarrow [\alpha \text{ manner}] / \left\{ \begin{array}{l} \text{---} V [\alpha \text{ manner}] \\ [\alpha \text{ manner}] V \text{---} \end{array} \right\}$$

Cの規則により、子音が前か後の子音と調音法が同じになる。Eの言った例では、子音が前の子音と調音法が同じになる場合、前の子音が鼻音の時である。つまり、規則としては鼻音の次の子音が鼻音になる。

*mamatta* 「回った」(2.6)、*bimanomi* 「びわの実」(3.0)、*kananiya* 「かなりや」(3.1)、*hičuji* 「羊」(4.0)、*čučuji* 「つつじ」(4.0)、*šinkyokyyu* 「深呼吸」(4.3)。

*bimanomi* 「びわの実」は、*w* が次の鼻音に同化して鼻音になったと考えられる。*b* と *m* が母音間で *w* に発音されることは前に述べたが、逆に *w* が前後に鼻音なくして *m* になることはない。*kananiya* 「かなりや」のように鼻音に同化して *r* が *n* に発音されるのはめずらしい。*mari* 「まり」、*nori* 「のり」を *mami*, *noni* と発音することはなく、*mai*, *noi* である。

各項目に分け、上にA、B、Cの3つ規則を書いたが、子音同化規則は次のように一つの規則として書ける。

$$(D) \quad C \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{ manner} \\ (\beta \text{ point}) \end{array} \right] / \left\{ \begin{array}{l} \text{---} V(NV) \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{ manner} \\ (\beta \text{ point}) \end{array} \right] \\ \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{ manner} \\ (\beta \text{ point}) \end{array} \right] V(V) \text{---} \end{array} \right\}$$

この規則から、子音同化とは調音法が同じになることが第一条件であてことが分る。この規則で ( $\beta$  point) の意味は、ある語には調音点同化もあるが、ある語にはないということである。この規則の例外として考えられるものに、前論文で上げた例 *usani* 「兎」(2.3)がある。「兎」はこの時期には *usai* と  $\eta$  を消去する (*kai* 「鍵」(2.2)) 場合が多いし、 $\eta$  は *ma(y)une* 「まゆげ」(2.3)のように *n* に発音されるので、 $\eta$  が *n* になったのは同化の為でないようである。もし子音同化の為と考えれば、例外となるであろう。

子音同化規則は正しくは上の D であるのだが、この論文に上げた 2 才 5 ヶ月以後の例を見ると大ざっぱに次のようになる。

$$(E) C_1V(NV)C_2 \rightarrow C_2V(NV)C_2$$

$$(F) N_1VC \rightarrow N_1VN_1$$

E の規則により前の子音が後の子音に同化され、F の規則により鼻音の次の子音が鼻音になる。前にもことわったが、子音同化による無声化、有声化はないので、鼻音になるのは有声子音であり、E の規則で  $C_1$  が後の  $C_2$  と同じになるというのは [voice] まで同化することではない。ここで述べているのは調音法同化の場合であり、*pučirento* 「プレゼント」(4.0)のように、同化によって無声化した場合とは別である。

この論文で述べた例の中で、規則 E と F に適用されないものに次のものがある。

*sunoi* 「すごい」(2.8)、*sacunaimo* 「さつまいも」(2.8)、*bentonako* 「弁当箱」(2.11)、*kišoošinj* 「化粧品」(2.11)、*kokugaŋ* 「黒板」(3.4)、*teepurekoogaa* 「テープレコーダー」(4.3)。規則 F を適用するものとしては次のものがある。

*hamimaku* 「歯磨く」(2.10)、*kamomo* 「卵」(2.11)、*kananiya* 「かなりや」(3.1)、*mamatta* 「回った」(2.6)。

このように規則 E の適用されないものと、規則 F の適用されるものが少ないことから子音同化とは前の子音が後の子音に同化される場合が多い。

## 12. 無声摩擦音の低舌化

前論文で、*s* と *š* が *h* になる(規則 25)と述べた。2 才 5 ヶ月以後の例として次のものがある。

*hita* 「舌」(2.5)、*hitaiku* 「下へ行く」(2.5)、*nennehita* 「ねんねした」(2.5)、*hakki* 「さつき」(2.8)、*watašinjahaki* 「私が先」(3.0)、*hemi* 「蟬」(3.3)。

逆に *h* が *s*, *š* になる例は 2 才 2 ヶ月で見られた (*ašiyu* 「あひる」、*sa-ka* 「裸」) が、それ以後はない。子音同化として *kišoošinj* 「化粧品」があっただけである。広島では「七」が *hiči*, 「質屋」が *hičiya* と発音される。

### 13. 音 位 転 換

前の論文で紹介した音位転換規則(規則26)は、s か c を含む音節の次に k を含む音節が来る場合、二つの音節が転換するものであった。2才5ヶ月以後の例として次のものがある。osakana「お魚」(2.6)、kučita「つけた」(2.6)、kimiči「積み木」(2.6)、akušuumu「アイスクリーム」(2.8)、hanekiči「羽子つき」(2.8)、kessenj「石けん」(2.8)、kučite「つけて」(2.8)。音位転換は普通音節転換である為、「つけた」「つけて」がkečuta, kečute となるはずであるが、Eの場合はそうになっていない。

音位転換のもう一つの規則は、両唇破裂音の次に軌音の子音の来る場合である。

$$\left[ \begin{array}{l} +\text{anterior} \\ -\text{coronal} \\ -\text{continuant} \\ -\text{nasal} \\ \alpha \text{ voice} \end{array} \right] V_1(N) \left[ \begin{array}{l} +\text{coronal} \\ +\text{strident} \\ \beta \text{ voice} \end{array} \right] V_2 \longrightarrow \left[ \begin{array}{l} +\text{coronal} \\ +\text{strident} \\ \alpha \text{ voice} \end{array} \right] V_2(N) \left[ \begin{array}{l} +\text{anterior} \\ -\text{coronal} \\ -\text{continuant} \\ -\text{nasal} \\ \beta \text{ voice} \end{array} \right] V_1$$

čamama「パジャマ」(2.5)、jammai「万才」(2.5) > jambai (3.0)、karušupi「カルピス」(3.4)。

čamama のように音位転換の際、前の位置にある子音が無声音 p である為、j が c と無声音になり、p は有声子音の位置に移る為有声音になる。čamama と jammai の派生過程は次のようになる。

paɸama → čabama → čamama.

banjai → janbai → janmai → jammai.

以上の過程から分るように、音位転換は音節の転換ではなく、上の規則が示すようにモーラの転換である。これらの例を見る限り、( )の中は[nasal]だけであるのだが、音位転換の性格から言うと、鼻音を含む音節、あるいは子音を越えて転換が行われる為、( )の中は  $\begin{pmatrix} NV \\ C \end{pmatrix}$  となるべきだろう。pinoɸa という語があるとすると čanobi になるだろうし、bassari は jappari ~ jappari になるだろう。その可能性があるということは、cumiki「積み木」が kimiči になり、sekkenj「石けん」が kessenj になっていることから言える。

bassari  $\xrightarrow{\text{音位転換}}$  jaspari  $\xrightarrow{\text{同化}}$  jappari

sekkenj  $\xrightarrow{\text{音位転換}}$  keksej  $\xrightarrow{\text{同化}}$  kessej

以上の二つの音位転換規則に加え、3才を過ぎると更に多くの転換規則が適用される。

nokorinj「のこぎり」(3.3)、oodoboro ~ ooroboro「大どろぼう」(3.3)、naberimašoo「並きしょう」(3.4)、gonkeču「げんこつ」(3.4)、cukuritaka「作り方」(3.5)、pučirento「プレゼント」(4.0)、magašite「かまして」(4.1)、naberete「並べて」(4.2)。

これらの転換はめっちゃくちゃなようであるがそうではなく、軟口蓋破裂音(k, g)か r を含む

モーラが次のモーラと転換を起している。

$$\left\{ \begin{array}{c} k \\ g \\ r \end{array} \right\} V_1 \dots CV_2 \longrightarrow CV_2 \dots \left\{ \begin{array}{c} k \\ g \\ r \end{array} \right\} V_1$$

幼児は成長と共に、前の二つ三つの規則を統一していくと同時に、前の単純な規則を複雑なものにしていくようでもある。しかし、音位転換のように、新しい規則を適用し始めると、序々に前の規則が適用されなくなる場合が多い。

#### 14. 結 論

前論文と本論文でいろいろな音韻規則について述べた。幼児は言語を言い出した当時、困難な音や連鎖音をより容易なものに代用する為、規則としては単純なものである。しかし成長と共に、困難な音を習得していくにつれ、いろいろな規則を適用する。この規則は習得していない音を発音する為のものである。この過程で幼児は、その言語の持つ規則を獲得し、音の区別が出来るようになっていく。どの音が困難であり、どの音が容易であるかは本論文に述べた通りである。

本論文で過程と規則を区別して扱わなかったが、本論文にも SPE 理論では説明出来ない現象が多い。例えば、高音音の消去は SPE 理論では規則により母音が無声化し消去されることになる。つまり、有声母音 *supoocu* 「スポーツ」がまず言われ、無声化して *supoocu* となり、消去規則で *spoocu* となる。しかし実際は、*poocu* の次に *spoocu* が言われる。もう一例を上げると、SPE 理論では /g/ が母音間で *ŋ* となる為、*g* がまず言われるのであるが、実際には消去、置き換え (*y*) がまず聞かれ、次に *kaŋi* 「鍵」、*aŋeyu* 「上げる」のように *ŋ* が聞かれる。E の場合は両親が母音間で /g/ を *ŋ* にする為であり、近所の子供達と遊ぶようになってからは *ŋ* と *g* が混同したり、*ŋ* を *n* に発音したりしていたが、現在 (4才6ヶ月) ではほとんど *g* である。両親が広島の人で *ŋ* の発音を聞かない幼児は初めから *g* と発音している。その幼児は *g* を *ŋ* に変える規則を獲得しなければならない。しかし E には、習得による *g* → *ŋ*/V—V という規則はなく、発音する時からもう母音間の *g* を鼻音化している。無声母音化や鼻音化は後天的に獲得されたものでないから規則とは言えない。これが自然音韻論の言う生得的過程である。

これに対して習得的規則とは、規則の後天的な獲得であり、例えば「靴」の *cu* が、*kutu* (1才5ヶ月で *tutu*) → *kutyu* (1才6ヶ月で *tyutyu*) → *kuču* (1才7ヶ月で *čuču*) → *kucu* と習得されることである。

本論文で、二つ以上の規則が一つの規則に統一されると同時に、ある規則がより複雑なものになると述べ、その例を上げた。統一するのはその言語の持つ音の特徴 (示差的特徴) と

規則を把握する為であり、複雑になるのはいろいろな発音が出来るようになった為である。cu, suと言えたのにある年齢に達したら ču, šu と言うようになったのは、口蓋音を言えるようになったら、軌音の子音を口蓋化する為である。しかし音位転換しなかったものがなぜある年齢に達したら転換するのだろうか。いろいろな連続音を言えるようになった段階で、言い易い連続音に並べ換えるのだが、問題は何が言い易くて、何が言い難いか、又、その難易度は何によって決まるかである。音位転換は習得して獲得する規則ではなく、いわば生得的過程である。自然音韻論の主張する生得的過程とは、人間が生まれながらにして備えているものである。とすれば、なぜ転換して言い易くなるのか考える必要がある。それと共に、幼児に音韻規則がなぜ適用されるのか考える必要があろう。それが結局は発音の難易を調べることになるし、自然言語の持つ言語の普遍性の究明になり、同時に個別言語の特徴を調べることになるであろう。

#### 参 考 文 献

- Chomsky, N. and M. Halle (1968). *The Sound Pattern of English*, Harper and Row.
- 小林泰秀(1975)「幼児言語の音韻論的研究(1)」広島女学院大学論集、第25集。
- 根間弘海(1976)「自然音韻論の輪郭」金城学院大学論集、通巻第70号、pp. 109-126.
- Stamp, D. (1969). 'The Acquisition of Phonetic Representation', in Binnick, et al., *Papers from the Fifth Regional Meeting of the Chicago Linguistic Society*, Chicago: Department of Linguistics, pp. 443-454.
- \_\_\_\_\_ (1972). "How I spent my summer vacation", unpublished Ph. D. dissertation, University of Chicago.
- 外池滋生(1976)「自然音韻論とはなにか」『言語』Vol. 5, No. 9, pp. 75-81.